

第35回京田辺市こどもまんなか児童福祉週間メインイベント・タナクロフェスタ におけるテントブース出店者募集要項

1 タナクロフェスタの開催目的

こどもやその家族等が緑や農業などにふれあう機会を創出し、自然との関わりを深めるとともに、地域社会、家庭、学校、関係機関、事業者、行政等が一体となって、様々なイベントを企画・運営する。

これにより、それぞれの立場でこどもやその家族等を応援する姿勢を持つとともに、社会全体でこどもやその家族等を応援する気運の醸成を図ることで、「こどもまんなか社会」を実現することを目的とする。

2 主催者

●京田辺市・京田辺市教育委員会

担当課：こども未来部子育て支援課

●イベント運営等事業者：東レグループ（東レ建設株式会社）

3 開催日時

●第1部：令和8年5月16日（土）10時～14時

●第2部：令和8年5月16日（土）16時～20時

※開催時間は、現時点での予定であるため、今後、開催時間が変更となる可能性があります。

※第1部・第2部ともに、ステージイベントやその他のイベントを開催します。

イベント内容については、主催者において検討中です。

なお、第1部では、未就学児～小学生を対象にしたイベントを開催する予定です。

4 開催場所

●京田辺クロスパーク（タナクロ）内

●出店場所については、主催者で決定します。出店場所の指定などはできません。

5 出店対象者

- 個人や市民団体に限らず、事業者、会社、法人、自治会、学生団体、官公庁等も出店可能です。
- キッチンカーによる出店については、主催者において別途調整済みであるため、募集はありません。
- 募集数は、3 1店舗の予定です。

6 申込期間・申込方法

- 申込期限は、令和8年1月1日（木）～2月13日（金）です。
- 専用フォームからの申込みに限ります。電話、窓口、郵送等による申請はできません。

・以下のURL又は二次元コードから申し込んでください。

URL : <https://logoform.jp/form/N5DB/1141499>

二次元コード



- 申込みは、第1部のみ、第2部のみ、第1部と第2部両方のいずれかです。
- 応募が多数あった場合は、出店内容を踏まえ、主催者で協議の上、決定します。
出店内容が重複する場合は、以下のような団体（個人を含む。以下同じ。）を優先することがあります。
 - ①こどもや学生が主体で活動している団体
 - ②京田辺市内に在住している人、京田辺市内の学校等に在学している人及び京田辺市内の企業等に在勤している人の合計人数が、団体を構成する人の半分以上である団体
 - ③普段の活動場所の半分以上が、京田辺市内である団体
- テントブースの運営等は、東レグループが行います。出店者の個人情報等については、市から東レグループに情報提供を行います。
- 3月中旬頃までに、出店の可否について、主催者から連絡します。

7 出店料

- テントの使用料は、以下のとおりです。

出店内容	第1部のみ	第2部のみ	第1部と第2部の両方
飲食物の販売	3, 000円	4, 000円	6, 500円
飲食物の販売以外	2, 000円	3, 000円	4, 500円

- 団体の紹介、企業の社会貢献活動など、営利を目的としない出店者については、出店料を減額し、又は免除する場合があります。
- 出店者が全員高校生以下の場合は、使用料の支払は不要です。
- テントの使用料は、タナクロフェスタ当日までに、京田辺クロスパーク管理事務所にて、東レグループにお支払いください。
子育て支援課でのお支払いはできませんので、ご注意ください。

8 テント

- 主催者において、テント1張りとウエイトを用意します。
- テントの大きさは、2. 5 m × 2. 5 mです。
- 主催者において、5月15日（金）に設営し、タナクロフェスタ終了後に撤去します。
- 1団体につき、テント1張りを使用することができます。

9 備品等

- 机、椅子その他出店に必要な備品は、出店者で準備してください。

10 飲食物の販売

- 第1部では、酒類の販売ができません。
- 第1部で飲食物の販売をする際は、大人向けの飲食物とは別に、以下の例のようなこども向けの飲食物の販売も可能か、ご検討をお願いします。
 - ◆こども向けの味付けにする。（薄味など）
 - ◆こども向けの飲料を販売する。
- 飲食営業許可を受けている方に限ります。

- 食品を扱う場合は、食品衛生責任者の資格を有している方に限ります。
- 露店営業をされる場合は、露店営業許可の写しを申込時に提出してください。
- 露店営業許可を受けていない出店者は、速やかに許可を受け、4月30日（木）までにその許可の写しを市と東レグループにメールにて提出してください。

1.1 電気の使用

- 電源は、使用できません。
- 発電機の使用は可能です。発電機等の取扱い及び安全面に十分注意し、出店者で準備してください。
- 電気器具類の貸出しありません。コードリール、延長コード等を使用される場合は、出店者で用意してください。

1.2 火気の使用

- 火気器具類の貸出しありません。火気器具類を使用される場合は、出店者で用意してください。
- 法令や条例等を遵守し、消火器を持込みの上、出店場所に置いてください。
- 消防署への届出は、東レグループが行います。出店者決定後、東レグループから出店者にメールにて連絡をします。
- 火気器具類を設置する台等は、不燃材を使用してください。
- 火気の使用を希望がなかった出店者は、火気を使用できません。

1.3 水道の使用

- 水道の利用は可能ですが、飲料用ではありません。必要な場合は、給水タンク等を持参してください。
- 持参した食器、備品等の洗浄水は、流せません。
- 残飯類は、バケツ等で改修してください。

1.4 当日の流れ（第1部のみ出店する場合）

（1）準備

- 出店者は、8時30分以降に準備作業を開始し、9時30分頃には準備を完了して

ください。

- 準備開始時間は、出店者において決定してください。
- 9時30分以降に来場者がいる場合は、9時30分から出店を開始することができます。
- 出店に必要な物品を搬入するとき（8時30分～9時30分）は、京田辺クロスパークの駐車場（来場者第1駐車場）又はここリンク駐車場（送迎用スペース）の使用が可能です。
- 園路を車両で通行することができます。
ただし、ハザードランプを点灯し、時速10km以下で走行し、委託先の誘導に従ってください。

（2）撤去

- 14時30分までに出店者が持参した物品を撤去してください。
- 出店に必要な物品を撤去するとき（14時～14時30分）は、京田辺クロスパークの駐車場（来場者第1駐車場）又はここリンク駐車場（送迎用スペース）の使用が可能です。
- 準備の際と異なり、園路を車両で通行することはできません。

15 当日の流れ（第2部のみ出店する場合）

（1）準備

- 出店者は、14時30分以降に準備作業を開始し、15時30分頃には準備を完了してください。
- 準備開始時間は、出店者において決定してください。
- 15時30分以降に来場者がいる場合は、15時30分から出店を開始することができます。
- 出店に必要な物品を搬入するとき（14時30分～15時30分）は、京田辺クロスパークの駐車場（来場者第1駐車場）又はここリンク駐車場（送迎用駐車場）の使用が可能です。
- 園路を車両で通行することはできません。

（2）撤去

- 21時までに出店者が持参した物品を撤去してください。

- 出店に必要な物品を撤去するとき（20時～21時）は、京田辺クロスパークの駐車場（来場者第1駐車場）又はここリンク駐車場（送迎用駐車場）の使用が可能です。
- 準備の際と異なり、園路を車両で通行することができます。
ただし、ハザードランプを点灯し、時速10km以下で走行し、委託先の誘導に従ってください。

16 当日の流れ（第1部・第2部の両方に出店する場合）

（1）準備

- 出店者は、8時30分以降に準備作業を開始し、9時30分頃には準備を完了してください。
- 準備開始時間は、出店者において決定してください。
- 9時30分以降に来場者がいる場合は、9時30分から出店を開始することができます。
- 出店に必要な物品を搬入するとき（8時30分～9時30分）は、京田辺クロスパークの駐車場（来場者第1駐車場）又はここリンク駐車場（送迎用駐車場）の使用が可能です。
- 園路を車両で通行することができます。
ただし、ハザードランプを点灯し、時速10km以下で走行し、委託先の誘導に従ってください。

（2）第1部終了後から第2部開始まで

- 第1部と第2部の間の時間も引き続き出店していただくことができます。
なお、休憩時間として、閉店することも可能ですので、出店者にて判断してください。

（3）撤去

- 21時までに出店者が持参した物品を撤去してください。
- 出店に必要な物品を撤去するとき（20時00分～21時）は、京田辺クロスパークの駐車場（来場者第1駐車場）又はここリンク駐車場（送迎用スペース）の使用が可能です。
- 園路を車両で通行することができます。

ただし、ハザードランプを点灯し、時速10km以下で走行し、委託先の誘導に従ってください。

17 その他

- 会場内にゴミ箱はありません。
- 各ブースで出たゴミは、各ブースで回収となります。
- 回収したゴミは、出店者で廃棄してください。
- 飲食物の販売・提供をされる出店者は、園路を保護するため、2.5m×2.5m
以上の大きさのブルーシートを準備してください。

18 雨天の場合

- 雨天決行です。
- 京田辺市に気象特別警報などが発表されている場合などで、主催者判断により、タナクロフェスタを中止する場合があります。
- 出店を辞退される場合は、子育て支援課及び22に記載の担当者に連絡してください。
- 雨天時の出店については、出店者の自主判断に委ねますが、以下のとおり使用料の支払いが必要です。

	使用料の支払
主催者判断で中止	不要
5月13日（水）までに辞退	不要
5月14日（木）以降に辞退	<u>必要</u>

- 主催者判断で中止となった場合であって、すでに使用料の支払を済ませているときは、京田辺クロスパーク管理事務所において、返金します。

19 駐車場

- 京田辺クロスパークの駐車場（来場者第1駐車場）の使用はできません。
- 近隣の飲食店などの駐車場は、絶対に利用しないでください。
- 主催者において、出店者が使用することができる駐車場を近隣に準備します。詳細については、出店者決定後、改めて連絡します。

- 駐車場を利用する場合は、駐車許可証を発行しますので、申込時に必要枚数を報告してください。
なお、駐車可能台数は、1出店者当たり最大2台までとなります。

20 注意事項

- 出店にあたって、公的機関等の許可などが必要な場合は、出店者で対応してください。
- テントベースの出店やイベントの開催が中止になったことにより生じた、派生的、付属的又は間接的損害等については、主催者は一切の責任を負いません。
- 出店にあたり、貸し出した備品等や会場内の施設、備品等に損害等を与えた場合は、損害賠償を命じる場合があります。
- 出店者の事前説明会はありません。
- 出店者が出店する権利を第三者に譲渡したり、名義貸ししたりすることはできません。
- 参加者、購入者等に価格が分かりやすいように、税込価格を表示してください。
- 出店者は、反社会的勢力やその関係者でない方及び各種法令や条例に違反している方に限ります。
- タナクロフェスタの運営にあたり、この要項に記載していないことをお願いする場合がありますので、ご協力をお願いします。
- 令和8年度予算が確定していないため、タナクロフェスタに係る予算の議決が得られない場合は、タナクロフェスタでのイベントを中止し、又は変更する場合があります。
- 申込があった時点で、「この要項に記載されている内容を遵守し、主催者の指示に従わない場合は、出店を取り消されることに異議申立てをしないこと」に同意されたとみなします。

21 参考

- 令和7年度は、午前中が雨天、午後も雨天の時間帯がありましたが、約600人の来場がありました。
- これらは、出店内容の売上げなどを保障するものではありません。出店準備の参考

としてください。

22 問合せ先

- 連絡・問合せは、以下の担当者にメールで行ってください。

東レグループ（東レ建設株式会社）

担当者：小倉

メール：hisaya.ogura.q4@mail.toray

- 京田辺クロスパーク管理事務所及び子育て支援課への電話等での問合せはできません。